

国土交通省告示第千六百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第一に次の一号を加える。

二十 石綿飛散防止剤

別表第二第一第十九号に掲げる建築材料の次に次のように加える。

第一第二十号に掲げる建築材料	一 密度及び粘度の基準値が定められていること。	一 石綿飛散防止剤の密度及び粘度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に石綿飛散防止剤の密度及び粘度を測定できる方法によること。 イ 密度の測定は、JIS K五六〇〇・二・四（塗料一般試験方法 第二部…塗料の性状・安定性 第四節…密度）一九九九によること。 ロ 粘度については、JIS K五六〇〇・二・二（塗料一般
----------------	-------------------------	---

	<p>二 塗布量の下限の基準値及び塗布方法が定められていること。</p>	<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際に、当該建築材料からの繊維の飛散が認められないこと。</p>
<p>試験方法 第二部…塗料の性状・安定性 第二節…粘度） 一九九九によること。</p>	<p>二 石綿飛散防止剤の塗布量の測定は、次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、厚さ十二ミリメートルの日本農林規格に定める合板（コンクリート型枠用合板一類）の底板と四十×三十×四百七十三ミリメートルの木材を釘打ちした木枠で構成された型枠に、JIS A九五〇四 二〇〇四のロックウール三五質量パーセント、JIS R五二一〇 二〇〇三のポルトランドセメント十五質量パーセント及び水五十質量パーセントで、厚さ四十ミリメートルになるように、吹き付けたものとする。</p> <p>ロ イの試験体に石綿飛散防止剤をエアレススプレーその他の均一な塗布が確保される方法を用いて塗布すること。</p> <p>ハ 塗布量は、ロの塗布前後の薬剤量を適切な測定精度を有する測定機器を用いて測定する。</p>	<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際の当該建築材料からの繊維の飛散本数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に繊維の飛散本数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(ハ)欄前号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものについて、それぞれ、次の(1)及び(2)に該当するものとする。</p> <p>(1) 摂氏六十度±三度、相対湿度九十五パーセント±五パー</p>

<p>四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形</p>	
<p>四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際の飛散防止層のくぼみの深さの測定及び当該部分からの脱落の発</p>	<p>セントの環境下に十六時間放置し、その後直ちに摂氏六十度±三度の環境下で乾燥を八時間行う過程を十回繰り返したものであるもの</p> <p>(2) (1)の過程を経ていないもの</p> <p>ロ 比較用の試験体は、清浄な塗装鉄板、プラスチック板等の繊維の発生しないことが明らかであるものとする。</p> <p>ハ 空気の吹き出し装置は、外径九・五ミリメートルから一・五ミリメートル、内径一・七ミリメートル、長さ二十五ミリメートルから三十五ミリメートル、拡散角度九十度のノズルを有するものとする。</p> <p>ニ 繊維の飛散の測定は、装置内を清浄にした後に、試験体を設置し、ハの装置のノズルから圧力差九十八キロパスカルの空気を吹き出し、当該空気を約十五センチメートル離れた位置からの試験体に均一に当て、装置内の空気を径二十五ミリメートルのメンブランフィルターで、毎分一・五リットルずつ、六十分間以上採取し、採取された空気中の繊維の本数を位相差顕微鏡を用いてJIS K三八五〇 一空気中の繊維状粒子測定方法 第一部・位相差顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法 二〇〇〇の測定方法により測定すること。ただし、同規格における六・一・三a)の規定は適用せず、繊維全てを計数し、計数視野数は百以上とする。</p> <p>ホ 二の測定をロの比較用の試験体及びイの試験体について行い、測定値を比較すること。</p>

物が衝突した際に、その衝撃によつて生じる飛散防止層（石綿飛散防止剤により被覆又は固着された当該建築材料の部分）のくぼみの深さが石綿飛散防止剤を塗布しない場合と比較して大きくなく、その衝撃による飛散防止層の脱落の発生がないこと。

五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際に、飛散防止層に脱落又は損

生の有無の確認は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層のくぼみの深さを測定し、当該部分からの脱落の発生の有無を確認できる方法によること。

イ 試験体は、(は)欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものとする。

ロ 衝撃を与える装置は、磁石等によつて試験体の上面から一米ートル上の高さからJIS B一五〇一玉軸受け用鋼球一九八八に規定する呼び二並級の鋼球（直径五〇・八ミリメートル、質量約五百三十グラム）を回転しないように自由落下させる機構を持つ装置とすること。

ハ 衝撃は、気乾状態のセメント強度用標準砂（厚さ約十センチメートル）上に表面を上にして平らに置いたイの試験体に、ロの装置を使用して試験体の中央部に一米ートルの高さから鋼球を落下させることによつて与えること。

ニ 衝撃による飛散防止層のくぼみの深さは、六十センチメートル離れたところから目視して表面に生じていると認められるくぼみについて、ノギスにより一米リメートル単位まで測定すること。

ホ 衝撃による飛散防止層からの脱落の発生の有無は、二による観察を終えた試験体を表面が下になるようにつり上げ、目視により確認すること。

五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際の飛散防止層の付着強度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層の付着強度を測定できる方法によること。
イ 試験体は、(は)欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布

	<p>傷を発生させる付着強度の低下が認められないこと。</p>	<p>したものと塗布しないものとする。</p> <p>ロ 引張試験の試験片は、イの試験体の中央付近に十センチメートル四方の鋼板を無溶剤型の二液形エポキシ接着剤で接着させ、質量約一キログラムのおもりを載せて二十四時間静置したものとすること。</p> <p>ハ 付着強度の測定は、ロの試験片の鋼板の周辺に沿ってカッターで二十ミリメートルまで切り込みを入れたものを、試験面の鉛直方向に毎分一ミリメートルの速度で引張力を破断するまで加えることにより行うこと。</p> <p>ニ 石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものについて、ハで測定された付着強度を比較すること。</p>
--	---------------------------------	---

別表第三第一第十九号に掲げる建築材料の項の次に次のように加える。

<p>第一第二十号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二(3)欄に規定する品質基準のうち、第一号及び第二号</p>	<p>一 資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
-----------------------	--------------------------------------	---

附 則

この告示は、石綿による健康等に係る被害を防止するための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施

行の日（平成十八年十月一日）から施行する。